

学校感染症について

安積黎明高等学校

学校は、集団で生活する場所なので感染症が流行しやすい環境にあります。そのため学校保健安全法により感染症の流行を防ぐように定められています。

出席停止 …… 学校保健安全法19条には、「校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより出席を停止させることができる。」

臨時休業 …… 学校保健安全法20条には、「学校の設置者は、感染症予防上必要があるときは、臨時に学校の全部または一部の休業を行うことができる。」

1 学校感染症の種類と出席停止期間の基準

第一種

感染症の種類	出席停止期間
エボラ出血熱	治癒するまで
クルミア・コンゴ出血熱	
痘そう	
南米出血熱	
ペスト	
マールブルグ病	
ラッサ熱	
急性灰白髄炎	
ジフテリア	
重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)	
鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザ(H5N1)であるものに限る)	

* 新型コロナウイルス感染症

治癒するまで

第二種

感染症の種類	出席停止期間
インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ感染症を除く)	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日間経過し、かつ、全身の状態が良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

第三種

感染症の種類	出席停止期間
コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
細菌性赤痢	
腸管出血性大腸菌感染症	
腸チフス	
パラチフス	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
その他の感染症	第三種 その他の感染症 主な感染症 出席停止期間
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身の状態が良ければ登校可能
ウイルス性肝炎	A型・E型:肝機能正常後登校可能 B型・C型:出席停止不要
手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能
ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	下痢、嘔吐症状が軽快全身の状態が改善されれば登校可能

※1 新型コロナウイルス感染症は、特定感染症として定められています。(令和2年2月) 学校保健安全法に定める第一種感染症になります。

※2 第二種の出席停止期間については、病状により学校医もしくはその他の医師において感染のおそれがないと認められた場合は、この限りではありません。

※3 第三種、その他の感染症について、学校長の判断により出席停止扱いとします。

※4 24. 4 学校保健安全法施行規則一部改正